

旭川市除雪作業援助に関する基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、市民委員会又は町内会等の市民組織(以下「市民委員会等」という。)が自主的に地域内の市道及び市道に準ずる道路の除雪作業を実施する場合において、本市が行う援助に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の援助)

第2条 市が援助する作業は、前条の除雪作業のうち、積込み作業又は運搬作業のいずれか一方とする。

2 前項の作業は、市と当該区域の地区総合除雪維持業務の委託契約を締結している受託者(以下「受託者」という。)が履行中の除雪業務として実施するものとする。

(実施期間及び作業時間)

第3条 実施期間は、毎年12月20日から翌年3月20日までとする。

2 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。

(援助の回数)

第4条 当該援助の回数は、実施期間において同一の市民委員会等に対して1回とする。

2 前項の規定は、市長が特に認めた場合には、その限りではない。

(申請の手続き)

第5条 援助を受けようとする市民委員会等(以下「申請者」という)は、代表名で当該作業を実施する5日前までに除雪作業援助申請書(様式第1号)を、受託者が地区内に設置する除雪センターを経由して市長に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の提出があった場合には、除雪センターにおいて速やかに現地を確認し、当該申請内容に適した機種、台数等の作業内容について計画書を作成した上で、前項の除雪作業援助申請書に添付して市長に提出し、作業実施についての承認を得なければならない。

3 市長は、前項に規定する承認を行う場合、雪堆積場の指定等、業務の履行に関し必要な事項を受託者に指示しなければならない。

(申請の不受理及び援助の変更中止)

第6条 市長は、次の場合、申請を受理しない場合がある。

(1) 市の当該予算を超過するおそれがあるとき。

(2) 申請内容に虚偽があったとき。

(3) その他、市長が作業不要と判断したとき。

2 市長は、前項の申請の不受理をしたときは、その旨を申請者に通知するとともに

受託者に対して作業実施の不承認を連絡するものとする。

3 受託者は第5条第2項に規定する市長の承認後、次の場合、作業実施日若しくは時間を変更し、又は中止をすることができる。

- (1) 作業日又はその前日に降雪量が多いとき。
- (2) 作業機械等に故障等やむを得ない事由が生じ、他の機械の手配ができないとき。
- (3) 申請者が除雪作業を変更又は中止したとき。

4 受託者は、前項に規定する変更又は中止を行う場合、速やかにその旨を市長に報告し指示を受けるとともに、前項第1号及び第2号の理由により作業を変更又は中止する場合は、事前に申請者の承認を得なければならない。

(事前協議)

第7条 申請者と受託者は、除雪作業を行う前に、次に掲げる事項を十分協議しなければならない。

- (1) 作業方法
- (2) 交通安全
- (3) 作業中の安全対策
- (4) その他必要な事項

(受託者の責務)

第8条 受託者は、除雪業務が効率的で円滑に作業できるよう申請者に協力しなければならない。

- 2 受託者は、作業中における事故防止に最大限の注意を払わなければならない。
- 3 受託者は、作業完了後、申請者の代表の確認を受けた除雪運転日報(様式2号以下「運転日報」という。)を市長に提出しなければならない。

(申請者の責務)

第9条 申請者は、作業中における事故の防止に最大限の注意を払わなければならない。

- 2 申請者は、通行止め等の交通規制を行うときは、最寄りの警察署と十分協議を行わなければならない。
- 3 申請者は、派遣された機械に対応した積込み機械(人力でも可)又は運搬車両を用意し、除雪作業が円滑に行えるよう必要な措置を取らなければならない。
- 4 申請者は、作業の開始及び完了を確認し、代表が責任を持って運転日報に記名押印しなければならない。
- 5 申請者は、除雪作業により搬出される雪を、市が設置する最寄りの雪堆積場に搬入しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、搬出された雪を雪堆積場以外に投棄する場合は、土地所有者の承認を得る等、自らの責任において処理しなければならない。

附 則

この基準は、平成8年10月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年9月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年12月1日から施行する。